

2012年12月会議

中学生海外派遣交流事業の債務負担行為補正に反対の討論

津幡町議会議員 中村 一子

わたしは議案第78号、平成24年度津幡町一般会計補正予算(第7号)のうち、第2表の債務負担行為補正について反対の討論をします。

この第2表は中学生海外派遣交流事業に対し670万円の債務負担行為補正をするというものです。今年の9月会議でわたしは、中学生海外派遣交流事業の業務委託に関して一般質問をいたしました。そこでわかったことは、町は中学生海外派遣交流事業を業務委託する際に、委託する条件として、「事前事後及び派遣期間中における訪問地での活動内容を地元機関紙で随時掲載報道する」という条件をつけていたということでした。その結果、北國新聞社の子会社である北国観光(株)しか手を上げることができず、今年8年目を迎えたこの事業はずっと北国観光に随意契約で委託されてきました。北國新聞の記者が中学生のオーストラリア旅行に10日間同行し、新聞紙上には連日のように生徒たちの様子が報道されてきたのは、もともと委託業務仕様書に明記されたこの条件、すなわち事前事後及び派遣期間中における訪問地での活動内容を随時新聞に掲載して報道することという条件があるからです。

町長は現地オーストラリアにも共同通信や時事通信の特派員がいるから、そういうところから情報を取れば、新聞記者が同行しなくても地元機関紙での随時掲載は可能であって、記者同行が条件ではないと言っていますが、共同通信や時事通信の特派員が取材するとはとても思われません。

新聞記者のオーストラリア行きの旅費等については、町は一切負担していないようですが、その一方で、町は随時新聞報道することを条件にしています。では新聞社側が自己負担して記者を10日間も同行させるだけのニュースヴァリューがあるのかといえば、これもまた首をかしげざるを得ません。

この事業本来の目的は、中学生がオーストラリアでの体験を踏まえて、これからの人生に活かしていくことであるはずですが、生徒たちの旅については町の広報を通して、あるいは学校や庁舎、シグナスでも、きちんと報告されていますし、出発式や帰国後の報告会などについては各地方紙においても紹介されています。事業を知らせるという目的は果たされていると思います。あえて、新聞記者同行のもとでの新聞連載記事、報道が必要であるとは思えません。事業の本来の目的と報道とは別の問題です。また特定の会社しか参加できないような、このような条件をつけることで生まれる弊害こ

そ問題ではないかと思ひます。結果として1社しか入札に参加できず、8年間随意契約です。また各新聞社が有する独自の報道姿勢に対して、行政が注文をつけているともとられ、報道の根幹を揺るがすようなことではないかと危惧します。毎年この時期、12月の議会に670万円の債務負担行為としてあがってくる補正に関して、今回反対の立場にたったのは、この条件を見直すべきだと思ひからで す。

今年ノーザン・ビーチス・ステイト・ハイスクールと姉妹校になり、これからは学校単位、地域単位での交流が期待されます。来年の9月には5泊6日でノーザン・ビーチス・ステイト・ハイスクールの生徒たちが津幡町を訪れるということです。業務委託のこのような条件を見直すべきです。そして記者の方には、来年この津幡町で生徒たちが交流する様子をぜひ取材し、報道していただきたいと心から思ひます。これで、討論を終わります。